

窓口業務時間延長

— お知らせ —

取り扱う業務

各種証明書交付	住民票関係	住民票の写し（世帯全員・一部）
		除かれた住民票の写し
		公的年金等証明書
		住民票記載事項証明書
	戸籍関係	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
		戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
		除籍全部事項証明（除籍謄本）
		除籍個人事項証明（除籍抄本）
		改製原戸籍謄本
		改製原戸籍抄本
印鑑関係	戸籍の附票の写し（全部・一部） 【電算処理分のみ】	
	身分証明書	
印鑑登録	印鑑登録証明書	
		印鑑登録、廃止・亡失・改印届など

※申請のできる人や必要な書類などの詳しい内容については、通常の開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分）にお問い合わせください。

4月から市役所市民課や支所市民福祉課の窓口時間が一部延長となり、便利になりました。

大洲市では、通常の開庁時間内に来庁できない皆さんのために、市民課窓口業務の一部時間延長を実施しておりますのでご利用ください。

実施日
毎週火曜日・木曜日（祝日は除きます。）

実施時間
午後5時15分～午後6時30分

実施場所
市役所市民課
長浜支所市民福祉課
脇川支所市民福祉課
河辺支所市民福祉課（河辺支所は木曜日のみとさせていただきます。）

取り扱う業務
表のとおりです。

取り扱わない業務
転入・転出・転居など、他市町村・関係機関等との連絡・確認が必要な業務や、住民基本台帳の閲覧業務などは行いませんのでご注意ください。

問い合わせ先
市役所市民課 ☎24 2 1 1 1
（内線 113・116・117）
長浜支所市民福祉課 ☎52 1 1 1 1
脇川支所市民福祉課 ☎34 2 3 1 1
河辺支所市民福祉課 ☎39 2 1 1 1

税務署からのお知らせ

新たに消費税の課税事業者となる方へ

消費税法の改正により、平成17年の課税売上高が1千万円を超える事業者の方は、平成19年から消費税の課税事業者に該当することとなります。

消費税の新規課税事業者に該当する方は、税務署に「消費税課税事業者届出書」等の届出を行う必要があります。

また、消費税は預かり金的性格を有する税金ですので、計画的な納税資金の貯蓄等による期限内納付をお願いします。

○期限内に申告・納税を行わないと

申告期限までに申告せず、申告期限後に申告した場合には、申告した税額のほかに、無申告加算税がかかる場合があります。

また、納税期限までに税金を納付されない場合には、税務署から督促状が送付され、延滞税を併せて納付しなければならなくなる場合があります。

なお、督促状が送付されたにもかかわらず税金を納付されないような場合には、財産の差押などの滞納処分を受ける場合もありますのでご注意ください。



掲載事項について、お分かりにならないことがありましたら、左記までお問い合わせください。

問い合わせ先
大洲税務署 ☎24 3 1 1 5

児童手当の現況届

児童手当を受給している皆さんへ

6月は「児童手当の現況届」

現在、児童手当を受給している人へ「児童手当現況届」を6月上旬に送付します。6月末までに必要事項を記入の上、市役所社会福祉課、各支所市民福祉課または各連絡所に提出してください。

この現況届は、児童手当法上、児童手当を受けている人全員に提出が義務付けられており、受給者の前年の所得状況や6月1日現在での養育状況などを確認するためのものです。

児童手当手続きQ&A

問 届出書に記入する内容は去年と同じなんですけど、届け出をしないといけないの？

答 届け出は毎年必要です！引き続き受給資格があっても、期限内に現況届を提出されない場合は、6月分以降の手当の支払いが停止されます。必ず期限内までに提出してください。

問 現況届の書類はどうしたらもらえるの？

答 郵送でお届けします。6月中旬を過ぎても書類が届かない場合には、市役所社会福祉課か各支所市民福祉課までご連絡ください。

問 現況届に添付する書類はあ

答 厚生年金等加入者は、保険証の写しが必要です。また、平成18年1月1日現在、大洲市に住所がなかった人については児童手当所得証明書（平成18年度用）が必要です。住民票があった市町村役場から取り寄せてください。

※児童手当制度には、所得の制限限度額があり、所得が一定額以上の人は児童手当を受けられません。

◆公務員の方は、勤務先に申請してください。

提出・問い合わせ先

市役所社会福祉課地域福祉係

☎ 24 2111 (内線 188)

長浜支所市民福祉課

☎ 52 1111 (内線 33)

脇川支所市民福祉課

☎ 34 2311 (内線 402)

河辺支所市民福祉課

☎ 39 2111 (内線 153)



第6回 大洲扇面の美展作品募集

大洲扇面の美展(平成18年7月11日～23日)の開催にあたり、次のとおり、作品を募集します。
この機会に、自分の描いた作品を扇子にしてみませんか？

- 募集〆切 平成18年6月30日(金)
 - 応募要領 規定の扇面用紙に絵や書を描いてご出品ください。(用紙は山荘画廊で販売しています)
 - 送付先 〒795-0012 大洲市大洲398 山荘画廊「大洲扇面の美展」係
- ※なお、中江藤樹生誕の地の高島市では、毎年「扇面の美展」が開催されており、出品作品はこの展覧会にも出品します。
【問い合わせ先】山荘画廊 ☎ 24 - 6663

高島市主催 平成17年度			
第14回扇面の美展			
入賞・入選者〔大洲市在住関係〕			
高島市長賞	二宮	重好	
大洲市長賞	上杉	潤	
佳作入選	橋本	千恵子	
〃	峯田	ヤエ子	
〃	古藤	ヨリ子	
〃	井上	恒代	
無鑑査	井上	高明	

軽費老人ホーム

「ケアハウスとみす寮」利用者募集

ケアハウスとみす寮では、利用者を次のとおり募集します。

利用できる人

60歳以上で(ただし、60歳以上の配偶者と共にご利用になる人についてはこの限りではありません。)日常生活に不自由はないが独居生活に不安がある人で、利用料、その他必要経費を負担できる人

利用できる部屋

夫婦室 2部屋

利用料

生活費 月額42,490円
冬期加算 月額1,880円(11月から3月まで)
事務費 月額10,000円～61,400円(収入に応じて決定します)
管理費 月額10,000円
その他 光熱水費などが別途必要です。

申し込み・問い合わせ先

軽費老人ホームケアハウスとみす寮 ☎ 23 - 0210

児童手当制度拡充



児童手当制度拡充
請求は9月30日まで

平成18年4月から、児童手当の支給対象が「小学校3年生修了前から小学校修了前（12歳到達後最初の年度末まで）」に拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。支給対象に該当する人は請求してください。

① 平成18年度に小学校4年生（平成8年4月2日生まれ）平成9年4月1日生まれ）の児童がいる保護者の方
児童手当を平成18年3月分まで大洲市で受給していた方は4月以降も継続するので、手続きは不要です。

② 平成18年度に小学校5年生または6年生（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）の児童がおり、現在児童手当を受給していない保護者の方
認定請求書を提出してください。大洲市に住民票がある児童の保護者宛に送付します。なお、児童が市外にあり、別居されている保護者の方は、市役所社会福祉課までご連絡ください。

③ ②の児童がおり、現在児童手当を受給している保護者の方
額改定認定請求書を提出してください。額改定認定請求書は6月初旬に現況届と一緒に送付

④ これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方
所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、市役所社会福祉課までご連絡ください。

認定請求に必要な添付資料

- 健康保険被保険者証の写し（厚生年金等加入者の場合）
- 所得証明書

平成17年1月1日現在、大洲市に住民票がなかった方は平成17年度所得証明書、平成18年1月1日に大洲市に住民票がなかった方は平成18年度所得証明書をそれぞれ住民票のあった市町村役場から取り寄せてください。

・住民票の写し（児童が市外に別居している場合）
児童が属する世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄記載のもの）

します。

提出期限 9月30日

期限内に請求し、認定された方には、平成18年4月分からの手当が支給されますが、期限後に請求した場合は、支給月が請求月の翌月からとなりますので、ご注意ください。

*公務員の方は勤務先に請求してください。

提出・問い合わせ先
市役所社会福祉課地域福祉係
☎ 2111（内線188）
長浜支所市民福祉課
☎ 1111（内線33）
脇川支所市民福祉課
☎ 2311（内線402）
河辺支所市民福祉課
☎ 2111（内線153）

所得制限限度額表（平成18年4月分より適用）

国民年金加入の方	
扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	460
1人	498
2人	536
3人	574
4人	612
5人	650

厚生年金等加入の方	
扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	532
1人	570
2人	608
3人	646
4人	684
5人	722